

[トップ](#)[この会について](#)[活動内容](#)[活動内容](#)[その他活動報告](#)[要望書\(H25.6.3\)](#)[議決件数質問関係](#)[質問書\(H24.10.28\)](#)[回答書\(H24.11.22\)](#)[お知らせ](#)[管理人いろいろ](#)[伊方発電所とは](#)

平成24年10月28日に送付しました四国電力(株)への質問書

平成24年10月28日

四国電力株式会社 御中、

関東財務局長あて、平成24年6月29日に提出された【臨時報告書】について質問があります。

1. 「(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の数の一部を加算しなかった理由」の文面に、「・・・当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計した・・・、当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認が出来ていない議決権数は加算しておりません。」との記載がありますが、当日、総会の議長の採決は、賛否の挙手を求めただけで各々の株主がもつ議決権数まで数えることをしませんでした。(個々の株主の議決権数を数えることを要求した私たち株主からの動議は、否決されました。)

従って、当日総会会場内において、各議案の賛否の議決権数は賛成、反対および棄権のいずれも確認できておりません。にもかかわらず、「一部確認できた」とはどのように確認できたのでしょうか? 「一部確認できた」という記載は偽りではないでしょうか。

2. 当日、総会の議長の採決方法から推測すると、私たちが提案した議案に賛成した株主の議決権数は「確認できていない」の方へ入っていると考えられます。逆に会社側が「(総会で)確認できた」として報告書へ記載した議決権数は、株主提案の議案に反対した株主の議決権数と考えられます。(例えば当日に出席した社員株主の議決権数を記載するなど。)

重ねて申しあげますが、私たちは当日、総会で各議案の賛否の議決権数を正確に確認することを要求しましたが、当日、総会の議長の採決は、賛否の挙手を求めただけで各々の株主がもつ議決権数まで数えることをしませんでした。にもかかわらず、会社側が今回報告書に「一部のみ確認できた(した)」と記載したことは、当日行われた総会の事実と反するばかりか、議長(会社)の採決権の濫用であり、そのような総会は極めて恣意的で非民主的な総会の議事運営といわざるを得ません。

以上の2つの質問、1. については「一部確認した」総会の議決権数はいつ、どのように確認したのかという確認の詳細、2. については、「一部確認した」議決権数の種類(賛成、反対、棄権)および各々の議決権数を、11月26日までに、下記住所へ文書にて回答をお願いします。

〒 771-0117

徳島県徳島市川内町鶴島120

- 1 本田方

未来を考える脱原発四電株主

